

総務警察委員会記録

開催日時 令和3年9月30日(木) 13:03~14:36

開催場所 第1委員会室

出席委員 8名

奥山 博康 委員長
松本 宗弘 副委員長
山中 益敏 委員
乾 浩之 委員
中野 雅史 委員
山村 幸穂 委員
藤野 良次 委員
山本 進章 委員

欠席委員 なし

出席理事者 湯山 総務部長
杉中 危機管理監
藤井 南部東部振興監
大橋 警察本部長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 議案の審査について

議第97号 損害賠償額の決定について

報第28号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について

奈良県個人情報保護条例及び奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(2) その他

<会議の経過>

○奥山委員長 それでは、ただいまから総務警察委員会を開会いたします。

傍聴についてですが、密集、密接を避けるため、当面の間、各委員会室の傍聴人を5人と制限しておりますので、ご承知ください。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりでございます。

なお、審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申合せにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみ報告となりますので、あらかじめご了解願います。

議案の説明については、9月10日の議案説明会で行われたため、省略をいたします。

それでは、付託議案について、質疑があれば、ご発言願います。

なお、その他の事項については、後ほど質問をお受けいたしますので、ご了承願います。

それでは、質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに質疑がなければ、理事者に対する付託議案の質疑を終わります。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。ご発言願います。

○中野委員 全部賛成です。

○乾委員 賛成です。

○山本委員 賛成です。

○藤野委員 全議案について賛成です。

○山村委員 賛成します。

○山中委員 賛成します。

○奥山委員長 ありがとうございます。

それでは、お諮りします。議第97号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって、本案は、原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件についてであります。報第28号中、当委員会所管分については、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、本定例会に提出された陳情のうち、当委員会所管事項に関する陳情の写しを参考に配付していますので、ご了承願います。

それでは、次に、その他の事項に入ります。

その他の事項を含め、質問があれば、ご発言願います。

○山本委員 それでは、私から1点、警察本部に対し、無免許運転に関する質問をさせていただきます。

この質問をさせていただき経緯を少し述べさせていただくと、約1年ほど前になると思うのですが、御所市内において、農家の方が田んぼで農作業中にキャタピラーが切れてコンバインが動かなくなりました。助けを求められたので、そのコンバインを助けるために、1人で土木会社をされておられる（仮称）Aさんがそれを見かねて、建設用の機械である通称ユンボ、バックホーとも言いますが、自分のユンボで農道とアスファルトの公道約1キロメートルを運転して、田んぼのコンバインを助けた。その走行した道中の家の軒先に石があり、それが溝へ落ちたということで、今までからそのようなことがあったら、警察に通報してくださいとなっていた。狭い道路ですから、ユンボだけではなくトラックや配送車が通って、よく石が転げ落ちるから、今回もそのようなことが起きたので、通報して、高田警察署の警察官がそこへ事情を調べに行った。それがきっかけです。経緯をいろいろ調べていくうちに、コンバインを助けに行ったAさんがユンボで公道を走ったことが分かった。ユンボが実は大型特殊自動車免許を取得していなかったら無免許運転になると警察官から指摘をされました。それで、10月頃から明くる年の3月末に行政処分として、無免許運転の違反点数25点ということで、2年間の免許取消が今、継続中という事例であります。

ここで何を質問させていただくかということ、今、言いましたように、無免許運転についてであります。僕も実はユンボという重機、よくなじんでいます。約40年ほど前に大型特殊自動車免許を取得して、そのような業界にもいました。40年間、免許を持っているのですが、実は私もユンボが大型特殊自動車免許が必要だと思っていなかった。建設現場の中でユンボやブルドーザーは建設機械だと思っていて、メーカーが実施する車両系の建設機械技能講習を受けて、乗れるものだと思っていた。ただ、なぜ私が大型特殊自動車免許を取ったかということ、タイヤショベルやフォークリフトなど、ナンバーをつけて公道を走る重機があり、それを運転するためには大型特殊自動車免許が必要だということは認識していましたから、それで取得した。ですが、ユンボで公道を走ることなんてまずあり得

ませんし、道路での工事中は、警察に届け出て許可を取って、工事現場内でユンボを運転する。ただ、そうはいつでも、配送車でユンボを載せて工事現場まで行って、50メートル、100メートル公道を走らなくてはいけないこともある。そのようなときでも免許は不要だろうと。恐らくそれを見つかったら、罰金程度だろうと思っていました。だから、今回、この事案を聞かされたときに、僕もひよっとしたら警察の手違いではないかと、ここ2～3か月ずっとと思っていました。けれども、警察の担当者に聞きますと、それは大型特殊自動車免許要りますということで、無免許になりますということでした。ここで質問する前にも説明は受けているのですが、私の知っている周りの建設業者の社長や担当者に聞いても、僕と同じ認識をしている人がたくさんおられる。県内の方にもおられるということで、これはもう一度確認をしっかりとしないといけないという思いで、今日、質問させていただいているわけです。これはどの部署になるのか、交通部長なのか、交通課長なのか、その確認をさせていただきたいと思います。

○松浦交通部長 道路交通法においては、自動車とは、原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車とされています。また、道路交通法の下位法令においては、車体の大きさなどから、大型自動車や大型特殊自動車など8種類に分類されています。一方、道路運送車両法において、自動車とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具とされており、また、道路運送車両法の下位法令において、車体の大きさや構造などから、普通自動車や大型特殊自動車など5種類に分類されています。このため、県警察としては、車検に通る通らない等関係なく、建設用重機であっても、さきに申し上げた道路交通法や道路運送車両法の定義に該当するものは自動車と認識しています。

○山本委員 今のは少し、専門用語もあって、分かりにくいところもあるのですが、要は、大型特殊自動車に当たる建設用機械に、今、車検という話がありましたが、ユンボは保険も車検も入れず、ナンバーも取れないわけです。改めて聞きますが、ナンバーが取れなくても、それは車両であり、大型特殊自動車になるのですか。

○松浦交通部長 先ほど申しましたが、道路交通法及び道路運送車両法において、これは自動車ということになっています。ご理解いただきたいと思います。

○山本委員 先ほど言いました私の関係する業者もそうですし、建設用重機をリースしているリース会社の方々や製造業者、例えばコベルコやコマツなどのメーカーに聞いても、ユンボはショベルローダーというらしいのですが、そのカテゴリに入っていないとおっしゃっています。またコベルコの製造の担当者にしても、あまり認識をしていないというこ

となのですが、この点、警察としては、業者やメーカーとその辺の共有は今までありましたか。

○松浦交通部長 メーカーやリース会社と情報共有することはないのですが、メーカーやリース会社が、どのような根拠に基づいてそのように発言されているのか、こちらでは承知しておりません。繰り返しになりますが、先ほど申し上げたとおり、県警察としては道路交通法や道路運送車両法の自動車に当たるものと認識しています。

○山本委員 業界や製造業者ではなく、業者や例えば、先日も総合防災対策特別委員会で県土マネジメント部に聞きました。今日はおられないですが、県土マネジメント部の担当者も、免許に関してはあまり認識をしていなかった。ということは、県下でもあまり認識していない業者が多いと思うのです。免許が要ることを認識されないと、今のAさんのような人が結構おられるのではないか。今まで警察はスピード違反や一旦停止違反の取締りを各所でやっておられますが、この分野においてもやはり取り締まっていかなくてはいけないのではないか思うのですが、その点についてはどう思われますか。

○松浦交通部長 山本委員のおっしゃるとおりで、建設用重機を運転される方の中でも、十分に理解をされていない方がおられる可能性も考えられますので、建設用重機を道路で運転する場合には、建設用重機に応じた運転免許を取得する必要があることについて、県警察ホームページやツイッターへ掲載するほか、警察署の窓口におけるチラシの配布などを検討しており、関係機関・団体に働きかけているところです。

○山本委員 分かりました。同じ事案で免許は要らないと思っている人がたくさんいる中で、免許が要るという認識が不足していたら、リース会社や製造会社にまで影響を及ぼす事案にまで発展していくのではないかという思いもしますので、そこはぜひ、これから啓蒙していただきたい。

その免許で一つ確認です。僕は大型の免許は全部持っていますが、Aさんも大型自動車免許も持っておられる、普通自動車免許も持っておられる。小型特殊自動車免許も持っておられる。けれども、その大型特殊自動車免許だけは持っていなかった。大型特殊自動車免許は持っていないので、無免許だから、普通自動車免許など全部の免許が取り消しになるというのが、何か素人的にそれでいいのかと思う。もともと無免許の人間が車を運転すれば、無免許で25点取られるのはいいと思います。ですが、全部持っていて、建設用機械の運転に必要な大型特殊自動車免許だけ持っていなかった。このような場合、行政処分として25点ではなく、10点など、信号無視ぐらいの違反の点数の行政処分にならない

のか、この辺が物すごくかわいそうな部分もあるし、自分に振り返ってみれば、全部の免許が取り消しになるというのは、少しどうかと。大型特殊自動車免許を持っていないから、無免許ですよというのは分かるのですが…。質問にすると行ってなかったの、答えられるかどうか分かりませんが、お願いします。

○松浦交通部長 山本委員のおっしゃることはよく分かるのですが、現行の点数制度等に決められているとおり、警察としては手続をすることになります。

○山本委員 その点は聞いているのですが、京都府亀岡市や滋賀県大津市の交通事故で亡くなっている件、最近でもそのような交通事故が頻繁に起こっているの、無免許は25点できつなくなったことは理解しています。それはそれで今回の分と別ですが、しっかりとやっていかななくてはいけないと思っています。この件に話は戻ると、啓蒙をぜひしっかりしていただいて、県下の建設業者でも認識していない人々に周知していただいて、同じ事例が二度と起こらないようにしていただきたい。

免許に関してはそれでいいのですが、もう1点、去年この件が起こってから、高田警察署でAさんが取り調べられています。石を落としたのもあなたと違いますかという話から無免許運転に発展して、供述調書を書いて、署名捺印をしたと。しかし、半年間ほどの間に、実はそれは違うのですとなった。石を落とされた住所にお住まいの方も、石を落としたのはこの人ではないですよということを、警察へも言っておられる。本人も弁明に行っておられる。しかし、一旦供述調書を作って署名捺印すれば、それがもうずっと押し通されていった。そして、公安委員会に上がって、この人たちが再度、審査してほしいと言っても、公安委員会は弁明書や裁決書でその要求を飲めない、当初の供述調書のままだと。

そこで聞きたいのは、一旦、署名捺印した供述調書は、半年ほどたっている間に、いやこうではないのですとなったら、いろいろな人の話も聞いてから、もう一度供述調書を作り直すことはできなかったのでしょうか。また、できないのでしょうか。

○丸山刑事部長 供述調書及び取調べの指導に関しては、刑事部がその多くを担っていますので、私からお答えします。

まず、供述調書の訂正ですが、申出があれば、訂正に応じています。ただ、刑事部で指導しているのは、供述調書の作成に当たっては、形式に流れることなく、推測または誇張を排除し、不必要な重複または冗長、冗談の冗に長いと書いて冗長と読み、だらだらとしたという意味ですが、そのような記載は避け、分かりやすい表現を用いるよう各種学校教育等の機会を通じて教養しているところであります。また、警察官が供述を録取したとき

には、供述調書を供述者に閲覧させ、または供述者が明らかにこれを聞き取り得るように読み聞かせるとともに、供述者に対して増減変更を申し立てる機会を十分に与えるよう指導しています。

なお、山本委員お述べのとおり、どのような調書であっても、供述を録取した後、供述者が調書に誤りがないことを申し立てた場合には、その内容を確認したあかしとして、必ず供述者に対し、供述調書の末尾に署名と押印を求めており、これについても指導しています。ですから、一旦供述調書が出来上がり、署名押印されますと、証拠能力という点で成り立ってしまいますが、訂正の申立てがあれば、それに応じないことは任意捜査においてはありません。

○山本委員 それを聞いて安心しましたが、今回の場合は、半年間あった中でそれがなされなかった。公安委員会から受け取った弁明書と裁決書を読ませていただくと、確かにAさんに対しても機会を与えましたよ、これでいいですかという弁明書や裁決書になっていきますが、実際はそうではなかったと私は聞いています。これは、今、論議しても仕方がないので、するつもりはありませんし、今、丸山刑事部長が言ったように、決してそれに押し切るわけではありません。弁明があれば、それに対応していくということであったので、これからもそうしていただきたいのですが、今回のことに関しては、もう署名捺印して、審議をやり直してほしいということでも、弁明書が警察から出ていますし、最終的に裁決書が出たことで、この取調べは正しかった、言っていることは間違いなかった。ただ、中身の文言については、私自身もあまりにもきつい文言が入っているという感じがします。なぜかという、Aさんは本当に善意の気持ちで、無免許だと知らない中でとにかく近所の人だからトラクターを助けにいつてあげなければならない。今までも無事故無違反でずっと優等生のようにしてこられたし、高田警察署にも協力し、ボランティアもしてこられた。そのような方の好意に対し、この弁明書、裁決書はいかがなものかという思いは持っています。しかし、取調べでそういうふうになっているのですから、それはもう仕方がありません。

最後に1点お聞きしたいのは、ふと思ったのですが、公安委員会から出ている弁明書と裁決書はどこでどのように作成されているのか。県警察警務部監察課でやっておられると思うのですが、何を確認したいかという、県には公安委員3名おられると思うのですが、公安委員会での文書は一度目を通されたのか、確認したいのです。

○山口警務部長 今、山本委員ご指摘のとおり、今回の件は処分庁となるのが交通部にな

ります。その交通部で審査するわけにはいきませんので、私どもの警務部で審査を行う形にしています。処分庁である交通部の弁明や審査請求人の請求の趣旨、双方を勘案して警務部で審査請求の内容が適切かどうかを判断したということです。その上で、最終的には公安委員に諮って、確認していただいた上で、この裁決を行っているところです。

○山本委員 ということは、確認ですが、公安委員会の会議の中で、この文書は出て、確認してもらっているということですね。分かりました。そのような部分で公安委員会の役割は大きいものだと思います。議会で選任同意している公安委員においても、これからもしっかりとこのようなことに対する審議もやっていただきたいと思います。

この問題は私個人の問題や質問だけではなく、創生奈良として取り組んでいるものでもあります。今もやっている建設委員会でもそれを聞いているかも知れませんが、明日から始まる予算審査特別委員会、その後の決算審査特別委員会で創生奈良の議員が質問するだろうと思います。その点でまたしっかりと答弁をしていただきたいと思います。

○藤野委員 今回の定例会で、県警察本部に対しては、物流確保と支援について代表質問しました。以前から、奈良県トラック協会、運輸労連（全日本運輸産業労働組合連合会）、県警察が一緒になって勉強会や意見交換会をされています。いいことだと思っていますし、また、警察本部長の答弁では、令和3年4月1日に近鉄大和西大寺駅南口のロータリーに駐車スペースが設けられました。大和郡山市においても、JR郡山駅等にマンションや集合住宅も結構あるのですが、上田大和郡山市長が前向きに協議していこうとおっしゃっておられるとお聞きしています。引き続き駐車規制の見直しと駐車スペース等の確保に向けた取組、働きかけを継続して行っていただきますように心よりお願い申し上げます。

それでは、代表質問しました、県職員の労働環境について、総務警察委員会で改めてお聞きしたいと思います。

いわゆる技術力を維持して公共の責任を果たす、そのような技能労務職員を要は安定して採用していく必要があるのではないかという質問をしました。総務部長の答弁もいただきましたが、改めて質問します。奈良公園事務所においては、正規職員が17名の定員のところ9名、また、農業研究開発センターには22名の定員のところ12名、畜産技術センターは定員が5名のところ3名、新しくできたなら食と農の魅力創造国際大学校は定員3名のところ1名という状況となっています。それぞれ職員にもお聞きすると、例えば、農業研究開発センターにおいては、委託になって一番困るのは研究員だとおっしゃっておられました。畜産技術センターにおいては、会計年度任用職員では給与が安過ぎて、人員

確保も困難ということです。また、なら食と農の魅力創造国際大学校においては学生への技術指導は委託できないということもおっしゃっていました。奈良公園事務所をはじめ、ほとんどの事業者が培ってきた技術を継承しなければならないので、定期的に新規採用に向けた取組をぜひとも行ってほしいと要望がありました。本会議でも答弁いただいたが、総務部長に、技能労務職員についての採用、今後の対応について、もう一度この総務警察委員会で答弁いただきたいと思います。

○湯山総務部長 今、ご指摘のありました本県の技能労務の職場においては、技能労務職員や会計年度任用職員が必要に応じて外部委託業者も活用しながら、現場の状況に応じた体制で、維持管理や保安巡視、あるいは狂犬病の予防等の業務を担っているところです。技能労務職員が担う業務については、これまでも道路維持業務や調理業務、駐車場管理業務など民間に代替機能のある業務については、順次、積極的に外部委託を行ってきたところ。また、委託化を進める過程における技能労務職員の任用については、原則として行政職へ任命換えの上、事務職場に配置するなど、任用の継続に努めてきたところです。

藤野委員ご指摘のように、いろいろな業務の性質がありますので、業務の性質や他府県の状況も踏まえながら、どのような体制を取れば、効率的に行政サービスの質の向上が県民のために図れるかという観点に留意し、職員採用の必要性も含めて、今後、丁寧に検討を行ってまいりたいと考えています。

○藤野委員 本会議における質問の中でも問うたのですが、技能労務職員全体の平均年齢が50歳以上と、かなり高齢化しています。技術の継承や様々な事案についての引継ぎも含めて、流れをしっかりと保つためにも、ぜひともこの技能労務職員の定期的な採用は必要ではないかと、強く思うところです。湯山総務部長は就任されてすぐということなので、今後、改めて奈良県の技能労務職員の様々な取組を見ていただいて、採用に向けた取組強化をぜひともお願いして、質問を終わります。

○山村委員 最初に、男性職員の育児休業について奈良県の実績がどのような状況になっているのか、お聞きしたいと思います。

○中島行政・人材マネジメント課長 本県では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の中において、男性の育児休業の取得率の目標を掲げています。その目標に沿った取組において、平成30年度については、3.1%でした。令和元年度については19.7%、令和2年度については19.5%となっています。

○山村委員 今のお答えですと、男性の育児休業の実績は、非常に伸びていると思います。厚生労働省が2020年に発表した男性の育児休業の取得率は7.48%、女性が83%ですが、奈良県は女性が100%と聞いており、男性も全国と比較して高い状況になっているということは、非常に喜ばしいことだと思っています。

日本生産性本部による新入社員へのアンケートでは、育児休業を取りたいと言われる男性が79.5%いらっしゃるということで、非常に希望が多いのです。当たり前のことだと思っているのですが、社会全体ではパタニティハラスメントや賃金保障の問題、キャリア形成上の不利益などの問題があると言われていています。非正規雇用では、そもそも育児休業自身が取得できないという問題もあると思うのですが、県庁では、このような問題をどのように解決されてきて、実績をつくってこられたのか。今後、目標をさらに上げて取り組んでいかれると思うのですが、その辺について伺いたいと思います。

○中島行政・人材マネジメント課長 育児休業取得に向けた取組については、先ほどご説明しました特定事業主行動計画において、男性の育児休業取得率という目標を掲げています。その目標に沿っての取組として、男女いずれもを対象とした子育て支援研修の実施、また、男性職員向けに育児の参画促進を周知するなど、男女ともに働きながら子育てをしやすい風土の醸成に継続して取り組んできたことなどがこの効果につながっていると考えています。

○山村委員 県庁の職場で育児休業取得が増えて、働きやすい職場環境をつくっていく取組がなされていることは、社会への影響も非常に大きいと思いますので、ぜひ率先して、誰もが人間らしく、男女問わず働ける職場環境をつくっていただきたいと思います。

次の質問ですが、コロナ危機で職員は不眠不休で働いていただいているのですが、なかなか住民の声が届きにくい、住民の苦難に追いつかない現実があることも聞いています。これは前回の初度の総務警察委員会的时候にもお話ししましたが、ケアが重要だと言われている部分の職員の削減あるいは保健所の統廃合などが、大きく影響しているのではないかと考えています。

今回、私が皆さんから聞いて問題として思っているのは、住民の直接の声をお聞きして、様々な相談に対応される、暮らしに関わる相談業務に直接当たっておられる職員がほぼ非正規の方ばかりだという問題です。住民の福祉向上を図る大事な仕事をしていただいている部署で、このようなことでいいのかと思っています。例えば女性に関する相談業務に当たっておられる女性センターや子ども家庭相談センター、性暴力被害者サポートセンター、

子ども相談など、たくさん業務があるのですが、ほぼ非正規雇用の方になっているのが実態です。正規でも非正規でも、仕事の中身は変わりませんし、懸命に職務に当たっていただいていると、いつも本当に感謝しているのですが、キャリアを積んでスキルを向上していく上で、非正規であることは非常に不利だと。不安定な生活環境であれば、職業の継続も難しく、非常に大事な仕事なのに、残念だと思っています。そのことについて、県はどう考えているのか、お聞きしたいと思います。もちろんこれらの相談に当たる方を採用されているのはそれぞれ専門の部署に任されており、採用も当然、その職務とか事業によっては、国の補助制度にのっとって行っている関係で、予算に制約があることや、いろいろな問題があることも分かっていますが、県民に対して行っている仕事に携わっていただいていることでいえば、県としても関心を持っていただきたいし、どう考えていくのかが問われるのではないかと思いますので、お聞きします。

○中島行政・人材マネジメント課長 本県の会計年度任用職員については、スリムで効率的な組織体制を構築するために、常勤職員に対する割合が過剰とならないように配慮して運用しているところです。そのような中、会計年度任用職員は常勤職員が担うべき業務である企画立案業務、地方税の徴収、許認可などの公権力の行使業務、これらの業務を除く分野において、弾力的かつ柔軟に任用を行っているところです。山村委員お述べの相談業務などの専門的な業務については、職務内容に応じて求められる資格や経験などの専門性、また、新型コロナウイルス感染症の対応など、弾力的かつ柔軟に対応すべき行政需要かどうかを勘案し、会計年度任用職員を任用しているところです。そして、従事する職務内容の専門性の程度等を考慮して給与水準を決定するなど、適切に処遇しているところです。

また、会計年度任用職員の任用については、例えば週3日勤務や1日5時間勤務など、勤務条件が多岐にわたることから、多様な人材が個々の事情に応じた働き方を実現できることにもつながるものと考えています。引き続き常勤職員と会計年度任用職員がバランスよく業務を担うことで、よりよい行政サービスを適切に提供できる体制を構築してまいりたいと考えています。

○山村委員 専門性に応じて、あるいは仕事の時間や中身に応じて、非正規の方も採用されているというお答えだったと思いますが、私がお聞きしている専門職の方々は、専門家としての知識を身につけて、そのことでキャリアを積んで、もう少し活躍したいなど、いろいろな思いがありながら、臨時的な採用であることから、なかなかそれがかなわずに、本人のキャリアにつながっていかないということで、とても残念な状態に置かれていると

お聞きしています。特に今、新型コロナウイルス感染症などが起こってきたこともあり、今後、このような感染症がどのような形で出てくるかも分からない状況で、住民の方に十分寄り添った仕事をしていく相談業務は非常に重要な位置を占めることになってくると思いますので、そのようなところで働いていただく方の処遇を改善していく、できれば正規雇用で、きちんと対応していただくことが必要ではないかと思っています。多様な働き方とよく言われるのですが、この相談業務で働いてる女性の方が多いのですが、女性だから、多様な働き方を希望しているかというわけではなく、もちろん女性でも、正規の雇用できちんと働きたいと望んでいらっしゃるし、そのような多様な働き方ができることが配慮に当たるという考え方は、男女雇用機会均等の考え方とは違うと私は思っています。働いている方々がそれぞれの能力を生かして、しかも、その給与で安定した生活ができる、さらにスキルアップしていくことができる環境をつくっていくことが必要ではないかと思っています。公務職場なら、なおさら住民の福祉のためにそのような立場に立っていただくことが重要ではないかと思っていますので、今、考えているやり方を改めていただきたいというのが私の意見です。これは、意見として申し上げておきたいと思っています。

次に、投票の機会均等について伺います。

市町村が行っておられる投票所の運営ですが、最近、投票場所が非常に遠くなり、行きづらくなったというお声をよくお聞きしています。新型コロナウイルス感染症の関係で、これまで使っていた場所が設定しにくい、広い場所が必要になったなど、いろいろな影響もあると聞いているのですが、場所の選定が今まで身近にできていたところから非常に遠い場所が変わってしまっていて、特に高齢の方々からこれでは行きたくても行けないというお声を聞きしています。

他府県の状況などをお聞きしたところ、巡回バスで投票所に送迎されたり、あるいは移動式の投票所という形で、巡回して投票用紙を回収する方式などを工夫してされている例があると聞いています。奈良県でも投票所のバリアフリーなどではいろいろ工夫もしていただいているのですが、この投票の機会について、先進的な取組や、今後どのように市町村を支援していかれるのかお聞きしたいと思います。

○浅見市町村振興課長 高齢の方をはじめ、自宅から投票所への移動困難な方への支援はもちろんですし、また、選挙人の投票機会を幅広く確保するという観点から、投票所への移動支援等の取組は積極的に講じていくことが重要だと考えています。

県では、これまでも投票所を指定する市町村の選挙管理委員会に対し、山村委員がお述

べになりました移動期日前投票所の設置や、投票所までの巡回バスなど移動支援の取組事例をお示しし、積極的な支援を行っていただくように市町村の選挙管理委員会の委員長を集めた会議の場などで依頼を行っています。

令和元年に執行されました参議院議員の通常選挙の例ですが、奈良県においても、移動期日前投票所の設置や投票所への巡回バスの運行、あるいは要介護認定などを受けた方に対し、自宅から投票所までのタクシー料金を補助するといった制度を設けている市町村が実績としてありました。

県としては、選挙人の投票機会が、幅広く確保されるように、今後も引き続き市町村の選挙委員会に対し、投票所への移動について積極的な支援を行っていただくように働きかけを続けてまいりたいと考えています。

○山村委員 分かりました。全ての方の投票を保障することが民主主義の基本になりますので、できる限りの方法で対応していただけるようお願いいたします。国政選挙なら、国がこのような費用を負担していただけますが、県、あるいは市町村の場合、それぞれの負担になってくると思いますので、財政力によっても対応に違いが出てくる可能性もあります。その辺のところもよく協議していただきたいと思います。

次に、避難所のマンホールトイレは、政府が普及を進めていると聞いているのですが、なかなか実現するのは難しいように聞いています。トイレの問題は避難所の中でも最も大きな問題の一つだと思います。特に日本の避難所そのものが諸外国に比べても大変劣悪な環境であり、冷房のない体育館に雑魚寝状態になっていると。衛生面、プライバシーなど、大きな課題がある状況が続いています。特にトイレが不足して、不衛生であったりしますと、なかなか使えないので、水分摂取を我慢して体調悪化につながるという原因にもなっています。トイレがきれいで、快適であることが避難生活においても重要な問題だと思っているのですが、普及の状況、あるいは課題や今後の取組について伺います。

○中野防災統括室長 避難所のトイレの確保については、山村委員お述べのとおり、非常に重要な課題であると認識しています。マンホールトイレの整備状況についてですが、令和元年度末の国土交通省の調査結果があります。この中に出ているデータでは、マンホールトイレの専用の受け口の整備をしている市町村等の団体数ですが、全国で523団体、約36%、県内においては10団体、約32%という状況です。県の分母は31団体になっています。

マンホールトイレの課題については、まず、避難所の近くに適切な下水管があるのかど

うかが1点。もう1点が、専用の便座やテントなど備品の保管場所が適切に確保できるのかといった課題があると認識しています。あるいは、避難所の立地場所にも左右される面があるかと思っています。災害時のトイレ確保については、マンホールトイレに限らず、簡易トイレや仮設トイレ等、避難所運営の主体である市町村がその地域の実情に合わせて取り組んでおられるという認識です。

○山村委員 場所的な問題があることは分かる話なのですが、今、避難所になっている場所は、簡易的に学校や体育館などが多く使われています。公共施設の公民館など、いろいろな場所でやられているところもありますが、そういう意味でいうと、公共施設として快適な避難所を整備していくことは今後の課題ではないかと思っています。特に新型コロナウイルスが出現してからは、今の雑魚寝状態のところでは、たくさんの人数を受け入れることはとても難しい状況になり、避難所そのものがどう考えても少ない現況があると思います。最近の豪雨災害のあった熱海などではホテルや旅館を避難所として活用されているということで、このような方法もありなのではと思いますが、地域によって条件が変わりますので、やはり公共的にきちんとした避難所を整備していく方向に日本も変わっていかないといけないと思います。私はそのために予算を惜しまず、やっていくことが必要ではないかと思っています。これは意見です。

併せて、災害時の簡易トイレの備蓄も今は進んでいると思いますが、その状況と、そして、最近ではコロナの影響もあり、一時的に家庭での避難についても言われています。そのような場合、家庭でも簡易トイレを備蓄できる仕組みがあるといいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○中野防災統括室長 令和3年4月1日現在の数字になりますが、県内31市町村で簡易トイレと仮設トイレ合わせて、7万9,540セット備蓄されていると確認しています。県については、市町村の備蓄が不足する事態に備えるため、令和2年度に新たに簡易トイレ本体を147基、凝固剤セットを6万6,000個、備蓄したところです。

家庭における備蓄について、山村委員お述べになりましたが、自宅での避難という選択肢、分散避難の観点から重要であると思っています。家庭においても、凝固剤など、簡易トイレのようなキットはありますので、こうしたものも含めた備蓄も積極的に啓発、呼びかけをしてまいりたいと考えています。

○山村委員 災害はいつ起こるか分からないので、日頃の備えが非常に重要なので、トイレだけに限らず、いろいろな部門で皆さん努力なさっていると思いますし、地域でも取組

が進んでいると思うのですが、そういうところにきちんと情報が届き、かつ、十分な支援をされるよう望んでおきたいと思います。

最後に、この間、乾委員も一般質問でお聞きになっていましたが、横断歩道や停止線についてお聞きしたいと思います。道路の安全対策の標示が消えていて分かりにくいので何とかして欲しいという要望が非常に多く寄せられています。私自身も夜間にこの県庁から郡山インターまで車で走る機会があり、見ていると、夜だと、本当に見えない、分からない停止線と横断歩道が5か所以上はありました。定期的な点検もしていただき、改修もされていると思うのですが、年を取ってくると見えにくくなり、危ないと思うことが多くあるので、なかなか間に合っているように思わないのです。道路安全標示のための予算内訳、実績、それから、執行状況など分かりましたら、教えてください。

○松浦交通部長 まず、道路において公安委員会が設置する道路標示は横断歩道と追越しのための右側部分、はみ出し通行禁止の黄色の実線、このほか、駐停車禁止路側帯の白色の実線、通称ダイヤモンドという横断歩道の手前に設置する予告標示、停止線が対象となっています。これら道路標示の新設や補修に係る予算については、交通安全施設等整備事業で対応しています。令和3年度では、横断歩道用が約6,500万円、停止線や黄線といった実線用が約6,100万円を予定して、順次作業を進めているところです。また、令和3年度には、県から子どもの移動に係る安全の確保事業が予算措置をされておりまして、この事業の中からも一部補修を実施しているところです。

こうした中で、どのくらい実施しているのかということですが、県内には、今年の6月末現在で5,562か所に総数1万23本の横断歩道があります。一方、実線については、横断歩道以外の道路標示ということで、先ほど説明しました黄線等、長い道路標示が存在するため、総延長は688.5キロメートルに及んでいます。こうした道路標示の補修については、令和2年度中、横断歩道では1,971本について警察署から補修上申がありまして、年度末までに約8割に当たる1,573本を修理しています。

なお、未補修となっている2割については、工事発注後となる年度末近くに警察署から上申を受けたものであり、今年度事業として対応しているところです。

一方、実線については、令和2年度中、139.6キロメートル分の上申がありました。県警察では滋賀県大津市における交通事故を受け、通学路の点検等によって補修が必要と判断された横断歩道に附属する停止線やダイヤモンド、また摩耗度の高い一時停止線等の補修を優先的に行った結果、50.9%を完了しています。令和3年度は、令和2年度の

ほぼ倍の予算を確保しており、補修を行ってまいります。

今後も道路標示の補修に必要な予算の確保に努め、緊急性、必要性の高いところから順次補修を行ってまいります。

○山村委員 横断歩道は全体1万本以上あり、そのうち補修が必要と言われてきたところが1,900本ぐらいということなのですが、今の時点で全部補修できているのかを見ると、まだ全体に行き渡っているようには思えないこともあり、全部やったとしても、年間2割程度になります。この箇所数に比べると、もう少し補修費用は必要なのではないかという感じを受けています。特に延長が688.5キロメートルある中で、139.6キロメートルの改修ですので、実態から見れば、もう少し増やしていただかないといけないのではという感じは受けています。安全対策の予算は全て命に関わる予算です。特に道路交通事故は減っているとはいえ、この9月は少し多かったと聞いています。優先すべき課題だと思っていますので、県費も使われている、この予算を優先して、やっていただきたいと思っています。

一般質問で乾委員がおっしゃった、県で統一的に対応すれば、合理的ではないかというご意見は、私もそのとおりだと思いますので、ぜひ、知事の答弁にもありましたが、警察でもやっていただきたいということをお願いし、終わります。

○山中委員 最初に、市町村の財政の健全化の支援についてお聞かせいただきたいと思います。

本年2月定例会の予算審査特別委員会においても、私から市町村の財政健全化の支援について聞かせていただきました。その際は、財政の支援フロー及び支援要件、また、財政健全化計画で示した5ポイントの改善が見込めなかった場合の対応をどうするのかといった内容でお聞きしました。市町村振興課長からは、勉強会等を通して、健全化計画をしっかりと策定し、経常収支比率の5%の改善は何が何でも達成すると、力強い答弁をいただいたのですが、現在、重症警報発令団体である5団体の取組状況等について、まずお聞かせいただきたいと思います。

○浅見市町村振興課長 今、山中委員もお述べになりましたように、昨年度、県として財政健全化の取組を進めていく5団体に対し、重症警報を発令しました。また、これらの市町村の課題を財政カルテという形で抽出し、取組を進めています。今年度ですが、財政カルテの内容を踏まえ、昨年度後半から今年度にかけて、各団体と合同勉強会をそれぞれ2回ないし3回開催しています。財政、定員給与、税収といった様々な観点から具体的な

課題、改善方策を検討し、財政健全化計画の策定に向けた議論を各団体と進めている状況です。

今後ですが、予算審査特別委員会でも当時の市町村振興課長から答弁していると思いますが、警報発令団体が経常収支比率を5年間で5ポイント以上改善する財政健全化計画を策定し、各団体の議会の承認等を経て、年度内に公表になれば、県と市町村との間で協定を締結し、県から財政支援を実施するというプロセスになっています。このプロセスを踏まえ、県としては引き続き合同勉強会の開催、財政健全化計画の策定、必要な協議、調整を進めてまいりたいと考えています。

○山中委員 今、そのような形で2～3回協議を開催していただいて、財政、給与等についてしっかりと進めていただき、その後のプロセスとして、議会の承認を経てということになっていくと思います。令和3年度の予算から見ると、執行状況はこれからだと思いますが、令和2年度重点課題に関する評価では、令和6年度までに市町村の経常収支比率の全国ワースト10からの脱却を図ると掲げられています。これは決算の話になるのかも分かりませんが、今後も継続しながら、合同勉強会が中心になって事業を進めていただくと、思います。いずれにしましても、令和6年度といたしますと、そんなに時間もありません。その間での脱却になりますので、一層進めていただかないといけないと思いますが、その辺のご所見だけ伺いたいと思います。

○浅見市町村振興課長 今、山中委員がおっしゃいましたように、全国ワーストレベルにある本県の財政状況を改善していくという意味においては、現在、5団体に対して重症警報を発令して、合同勉強会を開催していますが、この5団体に限らず、市町村全体として、これまで以上に危機感を持って財政健全化に県として取り組んでいく必要があると考えています。そのような意味では、今回の合同勉強会の取組でも行っている課題の分析、県と市町村での認識共有、改善方策を県と協働で検討し、必要な助言を行っていく取組自体は市町村全体に対して非常に有効な視点であろうと考えています。実際、今回、合同勉強会を始めた中で、重症警報発令団体ではありませんでしたが、黒滝村からは自主的に合同勉強会を開催したいというお話があり、財政健全化に積極的に取り組んでいただいています。

また、8月には、奈良県・市町村長サミットの中で市町村財政の健全化をテーマとさせていただきます。私どもから県の取組を説明するとともに、講師は関西学院大学の小西砂千夫教授でしたが、市町村にも積極的なアドバイスの機会を持ちたいというお話をいただきました。それを受けて、複数の市町村からご関心を示していただいている状況です。

このような形で、今回の重症警報の発令、それから合同勉強会の開催、あるいは奈良県・市町村長サミットの機会など、県の取組を契機として、市町村の財政健全化への意識は高まってきていると考えています。今後も、こうした市町村の自主的な取組を喚起していく。そして、県、市町村協働で課題分析、改善方策の検討、必要な助言といったきめ細かな支援を継続し、市町村財政の健全化を進めていく必要があると思っています。しっかり取り組んでまいりたいと考えています。

○山中委員 今回、重症警報の5団体をしっかりと顕在化し、合同勉強会を行う中で、さらにそのような関心が広がっていき、また、奈良県・市町村長サミット等でさらに大きく広げていただいて、奈良県の39市町村全体にそのような意識を広く行き渡らせ、全体の改善傾向を示していきたいということだと思えます。この件は注視してまいりたいと思えますので、その方向でぜひとも進めていただきたいと思えます。

次に、職員が使用するパソコンのモバイル化についてお聞きしたいと思います。

この件についても、2月の予算審査特別委員会で、県庁の働き方改革からモバイル端末の配備、導入効果等について聞かせていただきました。モバイル化することにより、在宅勤務、テレワークに対応する環境の整備ができることでオンライン会議やサテライトオフィスでの勤務などもしっかりと進められ、ICT活用による業務の効率化に伴い、電子決裁の推進や、ビジネスチャットの活用などが将来的にも期待できますというお話を聞かせていただけたと思えます。

そこで、モバイル端末の配備の具体的な台数と、整備計画、その上で、今まではどちらかというところにいる側の職員の皆さんの効果、効率化をお聞かせいただきましたが、今度は、モバイル化によって、県民の皆さんへもたらされる利便性についてどのようなことが期待されるのか、この点についてお聞かせをいただきたいと思えます。

○中島行政・人材マネジメント課長 まず、今年度導入させていただく職員用端末については、現在、職員に配備している端末の約半数に当たる2,640台を配備する計画にしています。今年度中に本庁の常勤職員、出先機関の副主幹級以上の職員に順次、配備していく計画にしています。

導入の効果としては、山中委員がお述べになられました職員側の業務効率ということになってきます。新型コロナウイルス感染症の蔓延時に、職場以外の場所においての多様な働き方、利用に資するものと考えています。

ただ、県民側の利便性になると、今回の導入については、職員の利用に係るものなのです

で、直接的な効用には至らないかも知れないのですが、業務を効率化することによって、職員が、県民の方に対して業務を迅速に行っていく、また、オンラインでの申請など電子申請が進むことによって、住民の方の利便性向上も考えられるところです。今後もモバイル端末の導入を進め、モバイル化することにより、業務の効率化、利便性に向けた展開をしてまいりたいと考えています。

○山中委員 県民の皆さんへは、様々な業務上でのスピード化、また電子申請等にもしっかりと役立てていくという話もしていただきました。

そうした中で、今回、半数に当たる2,640台をモバイル化するということがありますが、残り半数はどういったタイミングで行っていくのでしょうか。

○中島行政・人材マネジメント課長 現在、職員に配備しています職員用端末については、2つあります。平成28年度に導入した端末と平成30年度に導入した端末を配備しています。今回は、平成28年度に導入したものをモバイル化をする取組です。

平成30年度のものについても、今後、導入に向けての検討を進めていくところです。

○山中委員 今回、多くの予算を計上して、平成28年度分については入れ替えていくということです。同様の予算がまた平成30年度端末の入替えについても必要と思います。職員が同じ環境で当たっていただくことが非常に大事だと思いますので、1期、2期という導入になるだろうと思いますが、できるだけ速やかに、進めていただくようお願いしておきます。

その辺をもっと精査していただいて、目標を明確にしながら、県民の皆さんへのサービス、利便性を今以上にしっかり向上していただくようお願いしておきたいと思います。

次に、県有資産の維持管理、いわゆるファシリティマネジメントについてお聞かせいただきたいと思います。

主要施策の成果に関する報告書を見ますと、県域ファシリティマネジメント推進事業について、県有資産の適正管理を図りながら、経営的視点で資産活用を既に推進していただいています。この成果に関するところを見ますと、未利用資産の活用や処分の検討を既に進めていただき、市町村との意見交換、広域連携検討会なども開催していただいて、随分と進めていただいていると思いますが、内容についてお聞かせいただきたいと思います。加えて、令和2年度重点課題に関する評価には、公共施設の維持管理に係る県民1人当たりの負担額が平成26年度は7,900円かかっていたのが、令和元年度では4,800円で、約40パーセントの減少であり、効果がありましたと報告をいただいています。

このような負担軽減の取組は今後どのような形で推移していくのかといった点も一緒に所見をお聞かせをいただければと思います。

○尾崎ファシリティマネジメント室長 最初に、低未利用となった県有資産をいかに活用していくのかについて、人口や子どもの減少によって廃校となった高校、あるいは教職員宿舎、行政施設、集客施設などが役割を終えると、いかに活用するか検討する段階になってきます。現在、ファシリティマネジメント室で携わらせていただいている低未利用資産は89あり、それらについては、まず、県庁内でほかの使いようがないかを検討します。県庁内で使わないのであれば、市町村がまちづくりなどで使わないのかを検討します。具体的には、例えば市町村で使っていただくこととなった例としては、7月に旧高田総合庁舎を売却し、大和高田市役所に模様替えして使っている例があります。あるいは、近々ですが、10月9日に竣工式をされます五條市役所です。こちらは県の施設である五條土木事務所なども一緒に入らせていただくという例もあります。県でも市町村でも活用しない場合については、県の財源に寄与する意味で、入札により売却をさせていただく流れになっています。それも各部局と我々で随意にやっているわけではなく、県庁内に知事をトップとするファシリティマネジメント推進本部会議という組織を設置し、そこでの議論を経て、この資産についてはどうしようかと検討した上で、処分の方向を決めています。ただ、調整区域にある資産も多く、売りづらい資産が残っている現状です。売りづらくて厳しい物件も多いのですが、さらにいかにして売るか、売りやすいもの、可能性のあるものを見極めて、売却するなり、市町村に活用していただくなり、そのような取組を継続したいと考えています。

もう一つご質問いただきました県有資産の今後のコスト面の維持管理については、言うまでもなく、今ある県の様々な施設は高度成長期に建てられたものが非常に多いので、今後、大規模な修繕や建て替えといった時期を迎えます。全国の都道府県、市町村もそうですが、奈良県も平成27年度に公共施設等総合管理計画を策定しています。無人のものなどを除いて、それなりにコストがかかる県の施設が400ぐらいあります。下水道や公園など、32のインフラ施設もあります。それらの施設について、昨年度、全ての部局にご協力いただいて、個別施設計画を作成したところです。今後これらをそれぞれ積み上げれば、令和何年にトータルでどれぐらいのコストがかかるのか見えてまいります。このようにコストを積み上げることができるようになりましたので、今、山中委員がおっしゃいました、県民1人当たりの負担額7,900円から4,800円に下がっていますが、今後、

人口が減れば、それだけでコストは上昇します。

公共施設等総合管理計画の見直しを通じ、今後、県庁の資産総量がどうあるべきかを、今年度、まさに検討し始めているところです。課題を十分認識し、今後、検討を進めていきたいと考えています。

○山中委員 今、お聞かせいただいたように、いろいろ検討いただいているのはよく分かりました。また、公共施設等総合管理計画もつくっていただいていますし、個別の案件についても計画をつくりながら、見直し等も図っていただいています。県民1人当たりの維持管理コストが今後どう推移するのかというのはもちろん注視しなければならない点だとは思いますが、ただ、県有資産の維持管理物件の絶対量を減らしていくことも非常に大事だと思います。今、物件の属性や、土地に関してはどのような利用があるか様々に検討いただいています。ファシリティマネジメントの中には、例えばこれまでに奈良県の様々な事業で用地買収に当たっていただいた専門の方や、また、建築分野のオーソリティーも入っていただいているとお聞きしていますので、ぜひともそのような皆さんと一緒に、県有資産の洗い出しをしっかりといただいて、不動産屋という用語弊があるか分かりませんが、不動産業のような形で、この未利用地についてはどんどんとやっていただきたい。これを済んだままにしていると、利用価値のないものになっていきます。そうすると、先ほどのコストがさらにかかってくることとなりますので、そうならないようお願いしたいと思います。せっかく私も総務警察委員会に来ましたので、ファシリティマネジメントの今後の取組については十分に聞かせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、最後に、通学路の安全対策についてお聞かせいただきたいと思っております。

この点については、もう既に本会議等でいろいろとご審議をいただいていると思っております。そのような中、平成24年6月から8月にかけて、県内の全公立小学校216校を対象に緊急合同点検を実施していただいたと思っております。第2段階として、同じく平成24年9月から11月末にかけて、教育委員会、道路管理者、警察など関係者が寄って、地域の会議の開催や、現地の再確認などを行っていただいて、危険な箇所を精査、また、必要な対策を講じなければならない箇所などを挙げていただいたと思っております。このデータは古いのですが、その当時は、確認危険箇所が1,473件、確認対象必要箇所が1,341件を挙げていただきました。これまでの取組としては、通学路の道路管理者である県土マネジメント部長をはじめ、教育委員会、警察本部交通部長、各市町村の副市町村長に入っていた

だいて、奈良県通学路安全対策推進会議を設置し、全県的に通学路の安全性を高め、望ましい通学路の在り方や具体的な対策等の検討をしていただいているのが現状だと思います。

直近の取組としては、千葉県の八街市で起こりました事故を受けて、国からもしっかりと安全点検するようという指示があり、奈良県でも第三者による点検など、3つの観点を加えた通学、通園路の現状掌握に今、取り組んでいただいているところだと認識しています。そこで、既にこうした資料も出ておりますが、特に改善策の検討や提案といった取組になりますと、やはり警察本部の知見は役割的にも非常に大きいと思います。そこで、警察本部として取り組んでいただく役割をお聞かせいただければと思います。

○松浦交通部長 今、山中委員がおっしゃったように、千葉県の八街市での交通事故を受けて、通学路等における合同点検をまさに今、実施中ですが、この通学路等の合同点検については、学校が見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所で、過去に事故に至らなくても、ヒヤリ・ハットの事例があった箇所、保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所などを危険箇所としてリストアップして、市町村教育委員会が取りまとめることになっており、現在、学校、PTA、道路管理者及び警察署が連携の上、点検を実施中です。

県警察としては、効果的かつ効率的な合同点検となるよう、危険箇所の抽出、取りまとめ等に際し、特に通学路上での車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所について、先行して調査を行っているほか、交通事故発生状況について、地図に示した資料を各学校の校区ごとに既に提供しているところです。

今後、合同点検結果を踏まえ、交通指導取締りや速度規制、一時停止規制、横断歩道の新設などの交通規制、劣化した標識や標示の補修、信号のLED化などの安全対策を検討することとしています。また、教育委員会や学校等の関係者に対してどのようなアドバイスができるのか、先ほど山中委員がおっしゃった、警察としての知見ということで、現地の道路環境や交通事故の分析結果に基づき、交通規制の影響や交差点のカラー舗装化などの有効性のほか、学校等関係者、スクールガード等の見守り活動者による登下校時の保護活動の在り方や通学路の変更等、ハード・ソフトの両面から有効な対策が検討されますよう、広い視点からアドバイスを行うこととしています。

○山中委員 ソフト・ハード両面からしっかりと、知見を生かして取り組んでいただける、アドバイスをしていただけるとお聞かせいただきました。現実はなかなか、先ほど言って

いただきました、例えばスピードの出る、大型車の進入がある道路で、物理的にどうしても歩道の設置が難しい、これ以上幅員が広がらない、防護柵等の設置をしても、どこまで効果があるのかなどを考えると、通学路は一番短い距離で学校、園に通うというのが本来の趣旨だと思いますけれども、やはりもうこれは通学路そのものを変更せざるを得ないところも中にあるかも知れません。そのようなところでは、特にこれまでの交通事故等の分析をして、こういう観点でやはり危険なんだと、過去にこういったことがあるんだということで、一番説得力を持って、対策をしていただけるのはまさに警察本部の皆さんではないのかと考えますので、これから大変な業務を進めていただくわけですが、そのような意識を持って携わっていただきますようお願い申し上げます、私からの質問を終わります。

○奥山委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかになければ、これをもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。

それでは、これをもちまして本日の委員会を終わります。